

社会福祉法人ゆめさき会 倫理綱領

2020.3.13制定

前 文

利用者一人ひとりの尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1 生命の尊厳

私たちは、利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2 個人の尊重

私たちは、利用者一人ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3 人権の擁護

私たちは、利用者に対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4 社会への参加

私たちは、利用者が、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命感を自覚し、絶えず研鑽を重ね、利用者一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。